

宿泊約款

第1条（適用範囲）

当ホテルが、お客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

- 2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) お客様の氏名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

- 2 お客様が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間分を全額、宿泊開始前にお支払いいただくか、当ホテルが定める日にお支払いいただきます。
- 3 当ホテルが定める法人契約をおこなっているお客様に関しては前項に該当せず、別途支払い方法にてお支払いいただきます。
- 4 次の各号に定める事由が生じたときは、当ホテルは、当該お客様にかかる申込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申込みがなされたものとして取扱うことができるものとし、宿泊契約はその効力を失うものとします。
 - (1) 前項の宿泊料金を同項の定めにより宿泊開始前または当ホテルが指定した日までにお支払いいただけないとき。
 - (2) 前条1項に基づき申出のあった連絡先への連絡を試みても、最初の連絡をした日から起算して10日以内（但し、宿泊日当日までの日数がこれに満たない場合は、宿泊日当日の15時まで）に連絡がとれないとき。
 - (3) 当ホテルからの連絡を拒否されたとき。
- 5 前項（2）及び（3）に該当する場合、受領済みの宿泊料金の返還は致しかねます。

第4条（宿泊契約締結の拒否）

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(5) 宿泊しようとする者が、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(9) 都道府県の条例等の規定する場合に該当するとき。

第 5 条（お客様の契約解除権）

お客様は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当ホテルは、お客様がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが宿泊料金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前にお客様が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

3 当ホテルは、お客様が連絡をしないで宿泊日当日の到着予定時刻を 1 時間経過した時刻になっても到着しないときは、その宿泊契約はお客様により解除されたものとみなし処理することがあります。

第 6 条（当ホテルの契約解除権）

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) お客様が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) お客様が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(3) お客様が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) お客様が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(6) 天災、施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(7) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

(8) 客室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、火災予防と防火に支障を及ぼす行為をしたとき。

2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、お客様がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第7条（宿泊の登録）

お客様は、旅館業法第6条、同法施行規則第4条の2及び当ホテルの所在する都道府県の定める条例に基づき、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) お客様の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

- 2 お客様が第11条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第8条（客室の使用時間）

お客様が当ホテルの客室を使用できる時間は、当ホテルが定めるチェックインからチェックアウトまでとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。当ホテルが定める追加料金を申し受けます。
- 3 前二項に基づきお客様が客室を使用できる時間内であっても、当ホテルは、安全及び衛生管理その他当ホテルの運営管理上の必要があるときは、客室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。

第9条（利用規則の遵守）

お客様は、当ホテル内においては、当ホテルが定める利用規則に従っていただきます。

第10条（営業時間）

当ホテルの主な施設等の営業時間は、ホテル内備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーションブック等でご案内いたします。

- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第11条（料金の支払い）

お客様が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、日本円又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等又は当ホテルが認める決済手段により、お客様のチェックインの際、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルがお客様に客室を提供し、使用が可能になったのち、お客様が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条（当ホテルの責任）

当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 13 条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

当ホテルは、お客様に契約した客室を提供できないときは、お客様の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料をお客様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 14 条（寄託物等の取扱い）

お客様がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の申告を求めた場合であって、お客様がそれを行わなかったときは、この場合にあつては、当ホテルの規定に基づいた限度額までを損害の賠償とします。

- 2 お客様が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であつてフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は重大な過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。

第 15 条（お客様の手荷物又は携帯品の保管）

お客様の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、お客様がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

- 2 お客様がチェックアウトしたのち、お客様の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前 2 項の場合におけるお客様の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 16 条（駐車場の責任）

お客様が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。

第 17 条（お客様の責任）

お客様の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該お客様は、当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

- 2 お客様が客室のルームキーを紛失、破損又は持ち去った場合は、ルームキーの作成、機器の変更その他客室の適切な利用を回復するために要する費用をご負担頂きます。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

宿泊料金	基本宿泊料	室料及びサービス料
	付帯料金	飲食料金及びその他利用料金
	税金	消費税

備考

1. 宿泊料金は、館内、パンフレット及びホームページ等に掲示する料金表によります。
2. 子ども料金は下記のとおりとさせていただきます。
 - (1) 小学生以下（但し、満10歳未満）は、大人料金の80%
 - (2) 小学生以下で添寝の場合は500円
 - (3) 満3歳未満の幼児は全て無料

別表第2 違約金（第5条第2項関係）

利用人数	連絡なしの不泊	当日	前日	2～5日前
14名様まで	100%	100%	—	—
15名様以上	100%	100%	50%	20%

備考

1. 15名様以上のご予約は団体様扱いとさせていただきます。
2. 通常、電話・インターネット・FAX等で予約をいただくお客様は一般予約とし、14名様までの違約金を適用させていただきます。